

## 地産地消推進のシンボルマーク「ふくやま生まれ」着ぐるみ貸出規定

### (趣旨)

第1条 地産地消推進のシンボルマーク「ふくやま生まれ」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、福山市地産地消推進協議会長（以下「管理者」という。）が必要な事項を定める。

### (使用申込)

第2条 着ぐるみを使用しようとするものは、あらかじめふくやま生まれ貸出申込書（以下「申込書」という。）を管理者に提出し、その承諾を得なければならない。

2 管理者は、申込書の内容について審査し、その使用について承諾又は不承諾の連絡を行う。

### (使用承諾基準)

第3条 管理者は、前条に規定する申込書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする

- (1) 地産地消推進運動の正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、又は政党を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

### (使用料)

第4条 使用料は無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第5条 第2条の第2項により使用の承諾を受けたもの（以下「使用者」という）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (5) その他、管理者が付した条件に従って使用すること。

(使用承諾の取消し)

第6条 管理者は使用者が前条に定める遵守事項に反したとき、又はこの規定に違反したときは、その使用の承諾を取消し、着ぐるみの返却を求めることができる。この場合、使用者に損害が生じても管理者はその責めを負わない。

(現状復帰)

第7条 使用者は、着ぐるみの貸出中にその責に帰すべき事由により汚損及び破損又は滅失した場合は、使用者の負担によるクリーニング及び補修等を行い現状に復さなければならない。

(貸出、返却)

第8条 使用者は、管理者の指定する場所において貸出しを受けるものとする。また、返却の際も同様とする。

(管理者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補足)

第10条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。